

大和市告示第167号

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年9月18日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市介護保険料減免取扱要綱（平成21年大和市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の認定について」を削り、「消防署又は警察署の認定基準による」を「災害の被害認定基準（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき認定するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、認定した損害の程度が、同号に掲げる損害の程度の2以上の区分に該当するときは、そのうち最も減免割合の高い区分を適用するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。